

平成 30 年 12 月 21 日
関東東北産業保安監督部

ガス機器に係る一酸化炭素中毒事故にご注意ください (注意喚起)

冬を迎えガス機器を使用する頻度が増える季節に入りました。ガス機器を使用中に酸素が不足すると不完全燃焼をおこし、一酸化炭素が発生することにより、気がつかないうちに一酸化炭素中毒になる恐れがあります。死にいたる可能性もありますので十分にご注意ください。

注意喚起について

○ガス機器の使用中は、必ず換気をしてください。

- 一酸化炭素中毒のもっとも軽い症状は、前頭部に軽度の頭痛を感じることです。ガス機器を使用中、いつもと違って気分が悪い、体調に違和感を感じるといった症状が出たときは、換気の確認をするようにしてください。
- ガス機器を使用するときは、換気をしてください。必ず換気装置等を使用してください。また、同時に給気口を確保する等により新鮮な空気を取り入れることも換気のために必要です。
- ガスが燃焼するには新鮮な空気（酸素）が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となり、死亡事故につながる可能性があります。
- ガス機器の排気が十分に行われないと、排気ガスが室内にあふれて、一酸化炭素中毒をおこすことがあります。

○ガス機器やガス設備は、日頃から点検・お手入れをしてください。

- 日頃からの点検・お手入れが、ガスによる事故を防ぐ基本です。
- 日頃の点検を心がけ、不審な点が見つかったらガス事業者などに連絡して、すぐに改善してください。

○「ガス漏れ」及び「不完全燃焼によって発生した一酸化炭素」を検知できる警報器(ガス・CO 警報器)の設置をおすすめします。

- 「ガス漏れ」及び「不完全燃焼によって発生した一酸化炭素」を検知すると、ランプと音声でお知らせします。
- ガスの種類によっては、ガス警報器と CO 警報器をそれぞれ設置する必要があります。

○その他ご参考として、経済産業省の HP にガス事故防止のためのパンフレット等を掲載しております。是非ご覧ください。

本発表資料のお問い合わせ先)

関東東北産業保安監督部 保安課長 芳賀

担当者：高橋、白井

電話：048-600-0416(ダイヤルイン)

F A X：048-601-1317